



インドネシア WG 2016年度の活動と今後の活動予定

Indonesia WG Activities in the FY2016 and future schedule

2017.3.23 (March 23, 2017)

インドネシア WG (Indonesia WG)

グループリーダー 奥 啓徳 (Group leader : Yoshinori Oku)

1. 2016年度の活動実績

1. Activities Report of the FY2016

(1) WG ミーティング

(1) WG meeting

・全4回のWGミーティングをシンガポールで行った(2016年5月30日、2016年8月30日、2016年12月4日、2017年3月13日)。

・ We held WG meetings on May 30, 2016, August 30, 2016, 4th Dec 2016 and 13th March 2017.

・今年度からジャカルタ電話参加をOKとしたため、参加拠点はシンガポール or ジャカルタ

・ Since this fiscal year Jakarta telephone participation was OK, participating bases are Singapore or Jakarta

(2) グループの活動

(2) Activities of group

・メンバー間で、緊急に取り組むべきインドネシアにおける知財課題もないところ、インドネシアWGは以下の①、②、③を中心に活動することを確認。

・ There are no intellectual property issue in Indonesia to be urgently addressed among the members, it is confirmed that the Indonesian WG works mainly in the following ①, ②, ③.

①インドネシアにおける情報共有

①Information sharing in Indonesia

(a) インドネシア特許総局（DGIP）捜査局について

(a) About the Indonesian Patent Office (DGIP) Investigation Division

・・・(第3回インドネシアWGから以下抜粋)・・・

・インドネシア特許総局（DGIP）捜査局長サルモンパルデデ局長より、捜査局のプラクティスについてプレゼン説明

・DGIP捜査局のプラクティスは、ベールに包まれているため、貴重なプレゼン

（要点4つ）

①DGIP捜査局は文民捜査官。文民捜査官は拘束&逮捕する権利はない。よって、国家警察への協力が不可欠。

②一方で、文民捜査官であれ、国家警察であれ、専門調査官が侵害でないと判断した場合は、これ以上捜査を進めることはない。逆に、専門調査官が侵害であると判断した場合には、捜査を進めることができる。

③また、侵害判断がされた後、がさ入れなるが、がさ入れの有無について専門調査官に再度コメントをもらう。その結果を、国家警察を通じて検察庁へ証拠を送付する。検察庁でも不備無しと判断されれば、がさ入れとなる（P21という）。P21をもって文民捜査官の任務終了。

④2015年DGIP捜査局実績：11件

2016年DGIP捜査局実績：45件

(b) インドネシア特許年金問題について

(b) About the Indonesian Patent Pension Problem

・・・(第4回インドネシアWGから以下抜粋)・・・

・2009年あたりから、DGIPによる年金未回収問題がインドネシア会計監査院を中心に議論されはじめ、2013年あたりから実際に債権回収が開始された模様。

・多くの日系企業にも、特許年金が未払いであるという催促状が送付されるようになった。DGIPは、特許年金未払い企業に対して3回送付し、3回目にも応答がないようであれば、インドネシア財務省が催促状を送付する。

・様々な解釈もあったようであるが、インドネシア政府の公式見解としては、何れの場合であっても、過去の債務は消えない。

・・・(第5回インドネシアWGから以下抜粋)・・・

・DGIPは、インドネシア国内現地代理人に対して、2016年11月16日に、年金説明会を実施。経過措置の話が中心となり、国内現地代理人から細かい問い合わせなどはなかった

模様。

・2017年1月、2月と立て続けに、JETROシンガポールと、DGIPとで年金問題について意見交換会実施。年金問題ケーススタディーを作成予定。

(c) インドネシア特許法改正について

(c) About amendment of Indonesian patent law

・・・(第4回インドネシアWGから以下抜粋)・・・

- ・インドネシア特許法は2001年施行
- ・2016年8月26日、初めての改正特許法施行
- ・改正特許法の主なポイントは以下の通り。

- ① 年金不払いに関する猶予期間の短縮
- ② 小特許の対象の拡大
- ③ 職務発明の対価
- ④ 特許権者の特許使用義務
- ⑤ 実体審査期間の短縮
- ⑥ 強制ライセンス

・今後、大統領署名待ちは以下のとおり

- ①出願関係
- ②特許審判委員会体制
- ③特許審判委員会の手続き
- ④先使用者
- ⑤ライセンス契約
- ⑥強制実施権
- ⑦実体審査

・JETROシンガポールが日本語翻訳予定

②インドネシア特許庁における技術説明会開催

②Technical meeting held at the Indonesian Patent Office

・パナソニック、YKK、NECが実施

・Panasonic, YKK and NEC joined this meeting.



③インドネシア知財勉強会

③ Indonesia intellectual property study group

・JETRO ジャカルタが2016年3月に作成した“インドネシア模倣品に対する調査”の読み合わせを実施。

・ We have been studying about "Survey on Indonesian Counterfeit Goods" made by Jakarta in March 2016.

2. 今後の活動予定

・ 未定

・ To be continued

以上